

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名： 農林水産部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県地方卸売市場 (松阪市小津町 800 番地)
指定管理者の名称等	みえ中央市場マネジメント株式会社 代表取締役 中尾兼隆 (松阪市小津町 800 番地)
指定の期間	令和6年4月1日～令和 11 年3月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	+		<p>○施設の利用許可や営業承認等に関する業務について、取扱基準・事務処理要領に基づき、事業者に対して適切な事務手続きを行っている。</p> <p>○施設の維持管理等に関する業務について、自主的な定期巡回点検と専門業者による保守管理により、異常箇所の早期発見に努め、延べ 108 件の修繕工事を迅速に行うなど、市場施設の維持管理に努め、円滑な運営を図っている。</p>
2 施設の利用状況	B	B			<p>○施設利用面積率について実績が 91.2%と、目標である 90% を超えており、市場施設の有効利用を図っている。</p>
3 成果目標及びその実績	C	B	+		<p>○県が設定する成果目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場施設の活用 (目標:施設利用面積率 90%以上) 令和6年度末時点の施設利用面積率は、91.2%と目標を達成し、施設を十分に活用している。 ・親しまれる市場づくり (目標:場内イベント等の開催・参加回数 15 回以上) 「いちばの料理教室」等のイベントを年 20 回実施し、目標を達成しており、親しまれる市場づくりを進めている。 <p>○指定管理者からの提案型事業目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等を活用した情報発信回数 (目標:年間 30 回以上) 「いちばの料理教室」の開催に関する事項や市場の旬の食材の情報発信をホームページ及びSNSを活用して、年 41 回実施し、目標を達成している。また、ホームページアクセス数は前年度から 800 件増加の 12,209 件(令和5年度比 7.0%増)、SNS交流人口は前年度から 571 名増加の 8,282 名(令和5年度比 7.4%増)であり、情報発信の効果が表れている。

				<p>・市場からのごみ排出量を年間 750t 以下に維持(目標:年間 750t 以下) 市場協力会の監視活動を強化し、生ごみ、パレット、不燃物の削減に努め、その結果、排出量は、年間 629.3tとなり、目標を達成している。</p> <p>・HACCPに関連した啓発活動等実施回数(目標:年間 12 回以上) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理にかかる研修会など、HACCPに関連した啓発活動を年 18 回実施しており、目標を達成している。</p> <p>・県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との会合等回数(目標:年間 12 回以上) 経営強化支援事業にかかる説明会など、県市場活性化に向けた会合等を年 16 回開催しており、目標を達成している。</p>
--	--	--	--	--

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な 評価</p>	<p>①県が設定する成果目標について、全ての目標を達成している。</p> <p>②指定管理者からの提案型事業目標について、全ての目標を達成している。</p> <p>③管理運営業務について、市場内事業者の利用許可・営業承認業務等を適切に実施している。また、県が行う大規模修繕では、場内事業者との調整を適切に行うとともに、指定管理者による小規模修繕も延べ 108 件実施するなど、市場施設の維持・管理を十分に行っている。</p> <p>④今後も引き続き、施設の有効利用、適切な維持管理を行うとともに、場内事業者と連携し、市場の魅力発信や消費者との交流等の取組がより一層進むことを期待する。</p>
--------------------	--

<指定管理者の評価・事業報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称: みえ中央市場マネジメント株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

(管理運営体制及び職員配置)

- ・運営体制は、役員 12 名の内の1名を常勤の常務取締役として実務を担当させ、「総務・精算事業課」(課長1名・正社員1名・契約社員1名・非常勤社員2名)、「業務課」(課長1名・課長代理1名)、「市場協力会事務局」(事務局長1名・非常勤社員1名)の2課1事務局体制で業務を行った。
- ・営業日は、市場の開場日とし、年度合計で青果部 247 日、水産物部 247 日であった。なお、勤務時間は、開場日の平日は午前8時 30 分から午後5時まで、土曜日は午前8時 30 分から正午までとした。
- ・毎月1回、県との定例会議を開催し、三重県地方卸売市場の適正かつ健全な運営や関係する組織等の情報共有等を行った。

(人材の育成・確保)

- ・目標シートに基づき、常務取締役が社員一人一人と面談し、年度終了時に自己目標の達成度合いと成果について検証するとともに、職務意欲向上に努めた。
- ・指定管理者としての業務を的確に推進していくために、社員を対象に、デジタル化等に対応したマネジメント能力・経理能力・専門能力等の向上や、人権意識の向上に向けたOJT・OFF-JTを行った。
- ・社内ミーティングや課長・事務局長会議を、それぞれ月2回行い、情報の共有、業務や成果目標の進捗状況、スケジュール表の確認等を徹底した。
- ・業務における担当者の明確化や業務量の平準化等が急務であったことから、詳細な事務分掌を作成するとともに、人事異動を行うなど、人心一新を図った。
- ・職場における「ハラスメントの防止に関する規定」を策定し、ハラスメント防止の取組をスタートした。
- ・有給休暇の時季指定の規定を追加し、有給休暇の確実な取得が図れるよう、就業規則を整備した。
- ・子の看護休暇・介護休暇制度を新たに導入し、それぞれの利用率を高めることにより、働き方改革を推進した。
- ・懲戒および表彰の規定を整備し、規律の強化と社員が新たな取組を行う環境づくりを行った。

(施設の利用許可及び営業承認業務)

- ・市場施設の利用許可や事業者の営業承認業務については、三重県地方卸売市場条例や同施行規則及び基本協定書のほか、「三重県地方卸売市場に係る市場施設の利用許可及び市場内での営業承認等取扱基準」や「三重県地方卸売市場事務処理要領」等に基づき、公平・公正かつ迅速に行った。
- ・適正な市場秩序の保持に向けて、各種会議で議論し、通知文書を場内に掲示するとともに、市場関係者に注意喚起等を行った。
- ・三重県地方卸売市場条例を遵守するとともに、公表・報告しなければならない事項等について、場内事業者にも周知徹底した。
- ・営業承認取消し等の不利益処分に該当する事象はなかった。
- ・未貸付施設内の調査や状況把握等を実施し、放置されていた物品や発泡スチロール等の粗大ごみを撤去した。
- ・市場施設の利用許可件数は、54 件(新規4件、継続 50 件)であった。
- ・営業承認件数の増減は、下表のとおり。

	令和7年4月1日現在の 事業者数	令和6年4月1日現在の 事業者数	増 減
仲卸業者	9	9	±0
売買参加者	209	220	△11
買出人	132	142	△10
関連事業者	17	18	△1

(新規入場者の確保)

・新規入場者の確保や施設利用率の向上に向けて、社長が積極的にトップセールスを行うなど、誘致活動を実施したが、新規入場には至らなかった。

(売買参加者・買出人の増加)

・売買参加者等の新規加入を図るため、市場流通の仕組みや卸売会社、仲卸会社等を紹介する市場パンフレットを更新し、「農大祭&西山農業祭り」や「武四郎まつり」等、PRの機会を通じて配布した。新規登録は、売買参加者5件、買出人3件であった。

(取引の適正化)

・売買取引の監視は、監視補助員に委嘱したせり人29名(青果18名・水産11名)が毎開場日(青果部247日、水産物部247日)に実施した。取引に関する異議申し立てはなかった。
・市場協力会・理事会、青果部取引部会及び水産物部取引部会を開催し、適正な取引を指示するとともに、秩序保持に努めた。

(衛生管理の推進)

・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の完全実施に対応するため、研修会(2回)を開催するなど、事業者への啓発等に努めた。
・食品衛生法に基づき保健所が実施する食品監視(年間2回)に同行し、その都度、監視結果と今後の対応案を作成し、場内事業者にフィードバックするなど、事業者自らの衛生に係る取組をサポートした。
・ハト・カラス対策として、忌避剤や鳥よけ金具の設置に取り組んだ。
・ネズミ対策として、市場協力会や場内事業者と連携し、捕獲シートを活用した捕獲に取り組むとともに、今後の対策強化に向けて、ネズミの種類や多く捕獲された場所の調査にも取り組んだ。

(取引促進と市場流通合理化)

・通いコンテナ流通については、地場野菜・果実や市場周辺の軟弱野菜で定着しており、梱包資材の削減による合理化が図られている。
・県の「卸売市場スマート流通・モデル実証支援等事業」の実証結果を場内事業者を紹介した。
・県市場の活性化に向け、県内他市場の状況について、情報収集を行った。
・出荷者の拡大に向けて、「市場出荷における有利性」を示したパンフレットをホームページに掲載するとともに、市町、関係会社、関係団体等を訪問し、直接PRを行った。
・国道23号へのアクセス道路の改修の要望を松阪市に対して行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(委託業務)

・施設保安管理、電気保安管理、消防用設備保守管理、冷凍設備点検保守管理等、専門的な知識が必要な業務については、15件の業務を専門業者へ委託し、異常箇所の早期発見と迅速な修繕等に引き続き取り組んだ。
・特に重要な電気、給水、ガス等については、「保安警備作業基準」や「電気機械設備運転監視及び建築物等における自主保守管理作業基準」に基づき、施設管理委託業者による定時巡回と報告の徹底、市場関係者からの通報、社員等による定期巡回により、異常箇所の早期発見、故障の未然防止に努めた。
・場内事業者への十分な電力供給を確保したうえで、近年の使用実績を考慮し、電力会社との契約電力を、900KWから850KWに変更した。

(県工事への対応)

・県と連携し、場内事業者の意見・要望等もふまえて改修工事の優先順位付けを行い、調整を図った。
・県工事(屋根用断熱材除去、場内蛍光灯のLEDへの更新、電気及び消防設備更新、排水設備点検業務、津波避難タワー補強改修工事等)について、円滑に工事が実施されるよう施工業者に協力した。

(小規模修繕工事)

- ・小規模な修繕要望については、場内事業者が仕事に専念できるよう、特に衛生面や交通の安全面に配慮し、可能な限り迅速に対応し、延べ108件、税込事業費31,947千円の工事・調査を行った。
- ・主な工事等の内容は、以下のとおりである。
 - ・青果積込所及び青果・仲卸売場、関連商品売場棟、倉庫棟において雨漏りが発生したため、修繕工事を実施した。
 - ・青果加工棟の空調機に不具合が発生したため、修繕工事を実施した。
 - ・旧汚水処理施設付近の側溝が破損陥没したため、修繕工事を実施した。
 - ・水産低温売場の冷凍機に不具合が発生したため、修繕工事を実施した。
 - ・青果保冷配送施設内の照明器具で湿気による故障が発生したため、防湿・低温仕様の器具に取り替える工事を実施した。
 - ・関連商品売場棟の東側側溝に、落葉や土砂が堆積して側溝の排水不良が発生したため、堆積物の撤去作業を実施した。
 - ・市場に水を供給している工業用水の配管で漏水が確認されたため、修繕工事を実施した。

(建築基準法第12条に基づく定期点検)

- ・業者に委託し、建築設備定期点検を実施した。

(危機管理)

- ・新型コロナウイルス等感染症並びに大規模災害に対する事業継続計画(BCP)について、一部内容を見直した。
- ・新型コロナウイルス感染症等について、社員及び場内事業者に対して、必要に応じて、情報提供を行った。
- ・南海トラフを震源とする巨大地震や大津波、火災、テロ災害等の非常事態に備え、「三重県地方卸売市場危機管理マニュアル」(含消防計画・自衛消防活動対策・地震防災対策)(以下「危機管理マニュアル」)の内容の一部見直しを行った。
- ・市場における防火対策として、「危機管理マニュアル」に基づいて組織的に行動することを、社内であらためて徹底するとともに、市場協力会・臨時理事会において、場内事業者にも周知徹底した。
- ・社内に消防法に基づく防火管理者を配置するとともに、消防署と連携して、「危機管理マニュアル」に基づいた消防訓練を実施し、胸骨圧迫やAEDの取扱い等、救急蘇生法について学んだ。
- ・フォークリフトによる事故防止対策として、協力会が中心となって歩行者用通路の確保、一時停止線の標示などを実施したほか、場内事業者や運送業者に対して、安全運転の励行を啓発した。
- ・パレットの安全な保管や処分について、適切に実施するよう、協力会が中心となって啓発した。
- ・不慮の災害や事故に対応するため、当社及び県の責任にも対応できる施設賠償責任保険(「総合賠償責任保険」)に加入するとともに、雇用管理賠償責任保険にも加入した。

③県施策への配慮に関する業務

(人権尊重社会の実現)

- ・人権意識の向上に向け、県の人権条例に関する研修を行った。

(環境経営の推進)

- ・昼休み消灯等のCO2削減対策、ごみ削減による場内の廃棄物排出量削減、節電・節水の呼び掛けや3R運動の推進等の啓発・教育活動を目標とした、「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS)」のステップ1に適合する環境マネジメントシステムを構築し、活動した結果、目標を達成した。
- ・新たな目標として、「屋外清掃活動の実施」、「エコ商品の購入」、「場内廃棄物排出量削減」を設定し、取り組んでいる。

(男女共同参画)

- ・市場マネジメント勉強会メンバーの女性比率は、50%である。

(地域との連携)

- ・地域貢献の一環として、道路等の清掃・除草活動等を毎月1回、実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

(情報公開)

- ・「三重県地方卸売市場の管理に関する情報公開実施要領」に基づき、管理文書目録及び件名目録を公表した。
- ・「三重県地方卸売市場の管理に関する文書整理保存要領」、「事務決裁に関する社内規程」及び「文書の取扱いに関する社内規程」の遵守に努めた。

(個人情報の保護)

- ・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、個人情報保護責任者を任命し、個人情報の保護に努めた。
- ・「個人情報の保護に関する社内規程」を遵守するほか、OJT等によって、情報の漏洩や不当利用の根絶に努めた。

⑤その他の業務

(市場活性化委員会の運営)

- ・「市場活性化委員会」を6回開催し、市場の一般開放、「いちばの料理教室」の実施や他市場の先進的な取組等市場活性化に向けた取組に関する事項の調査・検討、協議を行うとともに、施設の整備や改修、HACCPへの対応状況、新型コロナウイルス感染症への的確な対応等について情報共有を行った。

(場内情報の共有化)

- ・メール環境が整っている場内事業者へは、資料等をメール送信して場内情報を共有するとともに、メール環境が整っていない場内事業者へは、文書の送付や、直接対話するといった手法で、丁寧に情報共有を行い、情報伝達・共有にもれがないよう努めた。

(市場マネジメント勉強会の運営)

- ・「環境や衛生管理にかかる研修会」(2回)や県が主催した「卸売市場スマート流通・モデル実証支援等事業報告会」等を活用して、役職員等の資質向上を図った。

(開かれた市場づくり)

- ・市場と消費者の新たな交流手段の一つとして、令和7年度に関連商品売場棟を常時一般開放することを決定した。また、にぎわい市場デーなどのイベントも含めた常時一般開放の実施に向けて、「にぎわい市場実行委員会」を設置した。
- ・ホームページやSNS等を利活用した市場と消費者の交流について、継続して取り組んだ。
- ・「いちばの料理教室」について、食育に関する観点を盛り込むとともに、参加者の対象年齢層を広げ、SNSで情報発信してもらえよう工夫した。

(交流促進と情報発信)

- ・「親しまれる市場づくり」を目指し、場外イベントへの参加、ホームページやSNS等での情報発信を、引き続き行った。
- ・市場見学会をはじめ、多くの視察者を積極的に受け入れ、交流を図った(視察者 100名)。
- ・市場見学会や「いちばの料理教室」の開催等について、ホームページやSNSによる情報発信に積極的に取り組んだ。また、市場の旬の食材の情報発信においては、安全・安心の観点も加えて、発信した。さらに、これらの情報について、引き続き、三重県の関係サイトでの発信を依頼した。
- ・ホームページやSNSで情報発信した結果、ホームページアクセス数は 12,209 件(令和5年度比+800件)、SNS交流人口は 8,282 名(令和5年度比+571名)であった。

(清潔な市場づくり)

- ・市場協力会が中心となって、定められた場所での喫煙の徹底やゴミの散乱防止、廃パレットの処分及び不法廃棄物の撲滅等を進めた。
- ・毎月1回、場内美化日を設定し、市場内外のごみを回収し、環境美化に努めた。
- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の完全実施に対応するため、施設の整理・整頓を呼び掛け、衛生管理の徹底を促した。
- ・市場敷地内の景観保持のため、月2回程度除草等を行った。

(社会貢献活動)

- ・津波避難タワーを活用した地域住民の方々と一体となった津波避難訓練は、開催時期と津波避難タワー補強改修工事が重なったため実施できなかった。
なお、地域住民等が逃げ遅れた場合の緊急避難場所として認知してもらうため、「津波避難タワー」の看板を設置した。
- ・市場周辺の清掃活動を行う自治会への支援を行った。

(2) 施設の利用状況

(施設利用面積率の向上対策)

- ・施設利用面積率を 90%以上に維持することを目標に、「市場施設利用料金の減免基準」の適用や、特に利用率が低い関連商品売場棟を中心に、新規入場者の確保に向けて、トップセールスを行うなどの誘致活動を引き続き実施した。
- ・年度末の施設利用面積率は、91.2%であった。
- ・現行の施設利用料金を継続するとともに、場内事業者への支援の一環として、令和7年3月の施設利用料金について半額を減免した。

表 施設利用面積率の詳細

(単位: %)

施設名	令和7年3月 31日利用率	令和6年3月 31日利用率	令和5年3月 31日利用率	令和4年3月 31日利用率	(参考) 平成21年3月 31日利用率
卸売業者売場	100	100	100	100	100
低温売場(青果)	100	100	100	100	100
水産低温売場	100	100	100	100	(平成22年 7月新設)
仲卸業者売場	88.9	88.9	88.9	88.9	53.2
買荷保管積込所	100	100	100	100	82.6
青果保冷配送施設	75	100	100	100	100
倉庫	93.4	93.4	93.4	93.4	47.4
冷蔵庫	100	100	100	100	100
関連商品売場棟	66	67.5	67.5	64	60.1
業者事務所	92.1	96.7	96.7	96.7	68.6
金融機関事務所	100	100	100	100	100
加工施設(青果)	100	100	100	100	80.1
水産加工施設	100	89.9	89.9	89.9	100
施設利用面積率	91.2	92.4	92.4	91.8	—

2 提案型事業の実施状況

(1)ホームページやSNS等を活用した情報発信回数 年間 30 回以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・「いちばの料理教室」の募集、レシピを含む開催結果の報告、市場の安全・安心な「旬の食材紹介」についての動画及び市場内での活性化への取組等を、市場関係事業者等と連携して、情報発信に努めた。 ・場外活動に参加した場合にも、その情報を発信することにより、市場のPR等につなげた。 ・情報発信回数は、年間 41 回であった。 	
(2)県市場からのごみ排出量を年間 750t以下に維持	
<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ従量制」の取組を継続するとともに、その運営を円滑に行った。 ・市場協力会の監視活動を強化し、生ごみ、パレット、不燃物の削減に努めた。 ・青果ごみ消滅処理機を活用し、市場外への排出量削減に努めた。 ・ごみ排出量は、年間 629.3tであった。 	
(3)HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間 12 回以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・場内事業者や県と連携し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理等についての啓発活動を実施した。 ・県による食品監視に、当社も同行し、より正確な監視結果や対応策を場内事業者に伝達した。 ・啓発活動等実施回数は、年間 18 回であった。 	
(4)県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との会合等回数 年間 12 回以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・市場の長寿命化、取扱量の拡大、消費者等に関われた市場づくりなど、市場の活性化に向けて、県市場関係事業者や県との連携を強化するとともに、先進事例の調査研究も行った。 ・場内事業者の経営改善を目的に、三重県産業支援センターの協力のもと、経営強化支援事業にかかる説明会を開催し、卸業者3社、仲卸業者9社の参加があった。また、事業者ごとに、個別ヒアリングも実施し、具体的な支援策の策定への取組をスタートさせた。 ・活性化に向けた会合等は、年間 16 回実施した。 	

3 利用料金の収入の実績

<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料金収入は、計画より 933 万8千円少ない、1億 8,449 万2千円となった。また、その他収入は、計画より 204 万2千円多い、8,198 万2千円となった。総収入は、計画より 729 万6千円少ない、2億 6,647 万4千円となった。 ・なお、3月は施設利用料金を半額に減免することにより、場内事業者を支援した。 ・施設利用料金の未収額はなかった。
--

4 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:千円)

	収入の部		支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	0	0	事業費	751	1,237
利用料金収入	193,959	184,492	管理費	256,637	253,858
その他の収入	81,617	81,982	その他の支出	0	0
合計 (a)	275,576	266,474	合計 (b)	257,388	255,095
収支差額 (a)-(b)	18,188	11,379			

※参考

利用料金減免額	7,745 千円
---------	----------

5 成果目標とその実績

<p>成果目標</p>	<p>(1) 県市場施設の活用(施設利用面積率 90%以上) (2) 親しまれる県市場づくり(県市場内外でのイベント等の開催・参加回数 15 回以上) (3) 提案型事業の目標 ア ホームページやSNS等を利活用した情報発信回数 年間 30 回以上 イ 市場からのごみ排出量を年間 750t以下に維持 ウ HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間 12 回以上 エ 県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との会合等回数 年間 12 回以上</p>
<p>成果目標に対する実績</p>	<p>(1) 市場施設利用率向上のため、利用料金の 28%軽減措置を継続するとともに、さらなる軽減等について検討した。この検討により、場内事業者への支援の一環として、令和7年3月の施設利用料金の半額を減免した。特に利用率が低い関連商品売場棟も視野に、新規入場者の確保に向けて、トップセールスを行うなど、誘致活動を実施した。年度末の施設利用面積率は、91.2%であった。</p> <p>(2) 消費者を対象にした「いちばの料理教室」を開催し、旬の生鮮食料品への理解を深めた。 また、学生や県民等を対象にした市場見学をはじめ、視察者を積極的に受け入れた。 さらに、場外活動として、「農大祭&西山農業祭り」や「武四郎まつり」に参加・出展し、パンフレットの配布、市場の紹介等のPRを行った。 場内イベント等の開催・参加回数は、年間 20 回であった。</p> <p>(3) 提案型事業の4項目については、以下のとおりである。 ア ホームページやSNS等を利活用した情報発信回数 年間 41 回 イ 市場からのごみ排出量 年間 629.3t ウ HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間 18 回 エ 県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との会合等回数 年間 16 回</p>
<p>今後の取組方針</p>	<p>(1) 市場施設利用料金の 28%軽減措置を継続するとともに、さらなる軽減等について検討する。特に利用率が低い関連商品売場棟も視野に、新規入場者の確保に向けて、トップセールスを行うなど、誘致活動を引き続き実施する。</p> <p>(2) 旬の生鮮食料品への理解促進に向け、引き続き消費者を対象とした料理教室を開催するとともに、親しまれる市場づくりに向け、新たに関連商品売場棟の一般開放やイベントの開催を目指す。 また、市場見学をはじめ、視察者を積極的に受け入れる。 さらに、場外活動として、「農大祭&西山農業祭り」や「武四郎まつり」に参加・出展し、パンフレットの配布、市場の紹介等のPRを行う。</p> <p>(3) 提案型事業 ア ・関連商品売場棟の一般開放やイベント、料理教室に関連した料理レシピ、市場の安全・安心な「旬の食材紹介」についてのコンテンツ等を、市場関係事業者等と連携して作成し、発信することにより、当市場のPRや取扱量の拡大等につなげる。 ・場外活動に参加した場合にも、その情報を発信することにより、市場のPR等につなげる。 イ ・「ごみ従量制」の取組を維持するとともに、その運営を円滑に行う。 ・市場協力会の監視活動を強化し、生ごみ、パレット、不燃物の削減に努める。 ・青果ごみ消滅処理機を活用し、市場外への排出量削減に努める。 ウ ・場内事業者や県の関係機関としっかり連携し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理等についての啓発活動を継続する。 ・食品衛生法に基づき保健所が実施する食品監視(年間2回)に同行し、その都度、監視結果と今後の対応案を作成し、場内事業者にフィードバックするなど、事業者自らの衛生に係る取組を引き続きサポートする。</p>

	<p>エ・市場の長寿命化、取扱量の拡大、消費者等に開かれた市場づくり、など、総合的な市場の活性化に向けて、県市場関係事業者や県との連携を強化するとともに、先進事例等の調査研究も行う。</p> <p>・場内事業者を対象とした経営強化支援事業に、引き続き取り組む。</p>
--	--

6 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	・「指定管理者業務計画書」の「管理業務の実施計画」に掲げた管理運営事業の実施に関する業務等、5つの業務(26 細目)全てに取り組むことができた。
2 施設の利用状況	B	B	・施設利用面積率については、91.2%となり、目標の 90%以上を達成した。
3 成果目標及びその実績	C	B	<p>・成果目標に対する実績については、以下のとおり、6項目全てにおいて目標を達成した。</p> <p>(1) 県市場施設の活用(施設利用面積率 90%以上) ⇒実績:91.2%【達成】</p> <p>(2) 親しまれる県市場づくり (県市場内外でのイベント等の開催・参加回数 15 回以上) ⇒実績:20 回【達成】</p> <p>(3) 提案型事業の目標</p> <p>ア ホームページやSNS等を利活用した情報発信数 年間 30 回以上 ⇒実績:41 回【達成】</p> <p>イ 市場からのごみ排出量を年間 750t 以下に維持 ⇒実績:629.3t【達成】</p> <p>ウ HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間 12 回以上 ⇒実績:18 回【達成】</p> <p>エ 県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との会合等回数 年間 12 回以上 ⇒実績:16 回【達成】</p>

※評価の項目「1」
の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な
評価

- ・「指定管理者業務計画書」に掲げた全ての管理業務に取り組んだ結果、成果目標である「県市場施設の活用(施設利用面積率 90%以上)」、「親しまれる県市場づくり(県市場内外でのイベント等の開催・参加回数 15 回以上)」、「ホームページやSNS等を利活用した情報発信回数 年間 30 回以上」、「市場からのごみ排出量を年間 750t 以下に維持」、「HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間 12 回以上」、「県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との会合等回数 年間 12 回以上」の全てにおいて、目標を達成できた。
- ・利用料金の軽減を維持するとともに、場内事業者への支援の一環として、令和7年3月の施設利用料金の半額を減免した。また、条例、規則、指定管理者の制定した要領や社内規程に基づき、管理運営業務を公平、公正に行ったことから、運営に関する苦情はなかった。
- ・施設の維持管理では、電気機械設備や給水施設等の重要な施設について、専門業者に委託して管理するなど、適正に実施した。
- ・小規模修繕工事については、場内事業者が仕事に専念できるよう、特に作業や交通の安全面及び衛生面に配慮するなど、場内事業者からの改修要望等に迅速に対応した。また、経年劣化による施設の不具合や中央監視システム異常のうち緊急を要する場合は、指定管理者として、自力で工事等を実施した。
- ・市場活性化委員会などを開催し、場内関係者全体が議論し、合意形成を図り、実行に移していく仕組みづくりを進めることができた。
- ・成果目標については、場内での議論、専門家の意見も参考にしながら、目標達成に向け、今後も努力を続けていく。